

土砂災害防止対策基本指針の変更案に関する意見募集の結果について

平成 23 年 4 月 28 日

< 問 い 合 わ せ 先 >

国 土 交 通 省 河 川 局

砂 防 部 砂 防 計 画 課

内 線 (3 6 1 6 4)

TEL : 03 - 5253 - 8111 (代表)

国土交通省では、平成 23 年 2 月 17 日から平成 23 年 3 月 2 日まで、土砂災害防止対策基本指針の変更案について、広く国民の皆様からのご意見を募集したところ、9 件のご意見が寄せられました。お寄せ頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方は、別紙のとおりです。

なお、頂きましたご意見のうち、ご意見の内容が同様のものは集約させて頂きました。また、当意見募集に直接関係しないご意見は掲載しておりませんが、今後の参考とさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

御意見及び国土交通省の考え方

御 意 見	国 土 交 通 省 の 考 え 方
土砂災害が発生するおそれがある区域に分かりやすい地図を張り、避難の仕方や困ったときなどの行動の仕方もかいておけば良い。	国土交通省では、土砂災害のおそれのある区域をあらかじめ明らかにし、円滑な避難を確保するため、市町村によって周知される「土砂災害ハザードマップ」の作成を支援しています。 引き続き、各市町村においてハザードマップの作成が促進されるよう努めて参りたいと考えております。
土砂災害が起きやすい地域の人には、一刻も早い知らせが必要である。発生したら、すぐに周辺の住民にも伝え安全を確保することが大切である。	本変更案において、土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項を定めることとしており、住民等の円滑な避難に資するよう努めて参りたいと考えております。
土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を早く明らかにすべき。また、そのような区域においては、一定の開発行為を制限するなど、各種のソフト対策を総合的に実施することが重要である。	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定することにより、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにするとともに、警戒避難体制の整備、住宅宅地分譲等の特定開発行為の規制等のソフト対策を実施しています。 引き続き、都道府県による土砂災害警戒区域等の指定が促進されるよう努めて参りたいと考えております。
土砂災害の危険箇所について、すべて対策工事により安全を確保していく場合には、膨大な時間と費用が必要になると見込まれているが、なるべく早く実施するべき。	警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するとともに、砂防堰堤等の施設整備を着実に進め、土砂災害に対する安全・安心の確保に努めて参りたいと考えております。
土砂災害緊急情報の作成に関して、土砂災害の情報収集にあたっては、過去の災害や出水の記録を考慮すべき。	緊急調査の実施に当たっては、地形図等の既存資料を活用するほか、必要に応じ過去の災害の発生状況等も参考としたいと考えております。